

フリーランスの業界団体における安全衛生対策と意識の実態把握のための調査研究

フリーランスに仕事を発注している企業における安全衛生対策と
意識の実態把握のための調査研究

<研究分担者>

谷川 武 順天堂大学大学院医学研究科 教授
遠藤 源樹 順天堂大学医学部 准教授

研究要旨

本研究の目的は、フリーランスで働く人々や関係者を対象に、働く上での安全衛生対策事例について収集と分析を行い、当事者・関係者のニーズを配慮した労働安全衛生施策への情報提供と提言を行うことである。具体的には、フリーランスで働く人々に仕事を発注している事業所が行っている労働安全衛生に関する取り組みの内容について質問紙調査を行う。今年度は調査票を作成した。調査票は仕事や職業生活に関する不安、悩みやストレスと感ずる事柄に関して相談を受ける窓口、会員のためのスキルアップ・キャリアアップや福利厚生制度のサポート、報酬、会員の健康管理に関するサービス、交通安全、労働安全に関する事、有害物質を取り扱う会員に関する事、ガイドラインに関する事、労災保険の特別加入制度について、会員の健康課題、安全衛生への取り組み、福利厚生や自主的な安全ガイドラインの作成などの取り組み等についての内容等で構成される。調査票は関係者（厚生労働省、企業）からの意見を反映させて作成した。現在、調査対象企業の抽出方法、調査方法、対象企業数について調整を進めている。実施計画は所属大学の倫理審査委員会で審査中である。

<研究協力者>

和田 裕雄
順天堂大学大学医学部

黒澤 美智子
順天堂大学大学医学部

北村 文彦
順天堂大学大学医学部

伊藤 弘明
順天堂大学大学医学部

A. 目的

2020年12月に「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（案）が内閣官房、公取委、中小企業庁、厚労省連名で発表され、フリーランスとは「店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」と定義された。事業者として独占禁止法・下請法により保護する一方で、実態が雇用の場合は労働法令を適用するとしている。

本研究の目的はフリーランスに仕事を発注している委託企業（運送業を含む）の実態調査を行い、以下を明らかにすることである。

1. グッド・プラクティスの実例と特徴
2. 必要とする支援やニーズ（安全衛生対策の取り組みや費用負担、補償の仕組み等の現状と今後への希望）（委託者側の産業医等、公的機関や民間資源の活用を含む）
3. 上記ガイドラインの認知度、実施状況、意見

B. 方法

フリーランスに仕事を発注している企業を対象に企業（事業所）が行っている労働安全衛生に関する取り組みの内容やガイドラインに関する事等の実態について、質問紙調査票を作成する。調査対象となる企業は中小企業白書、フリーランス白書などの既存の報告書、資料、文献などに紹介されているフリーランスコミュニティ、求人サイト、フリーランスに関連した団体からフリーランスに仕事を発注している企業等を抽出する。対象企業リストを作成し、対象企業に調査票を送付する。情報公開文書を確認していただき、同意が得られた企業の担当者に調査票への記入と返送を依頼する。

（倫理面への配慮）

個人を識別できる情報（氏名、住所、電話番号など）は用いない。本研究の実実施計画は順天堂大学倫理審査委員会にて審査中である。

C. 結果とD. 考察

フリーランスに仕事を発注している企業の実態について、仕事や職業生活に関する不安、悩みやストレスと感じる事柄に関して相談を受ける窓口、会員のためのスキルアップ・キャリアアップや福利厚生制度のサポート、報酬、会員の健康管理に関するサービス、交通安全、労働安全に関すること、有害物質を取り扱う会員に関すること、ガイドラインに関する事、労災保険の特別加入制度について、会員の健康課題、安全衛生への取り組み、福利厚生や自主的な安全ガイドラインの作成などの取り組み等についての内容で構成される調査票案を作成し、関係者（厚生

労働省、企業）からの意見を反映させた上で完成させた（添付資料：フリーランス企業向け調査票）。調査票の項目は以下の通りである。

1. 事業所（営業所・支社）の所在都道府県名
2. 所属する業界（水産・農林業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス業、不動産業、運輸・情報通信業、商業、金融・保険業、サービス業、その他）
3. 会社の規模（従業員数）
4. 事業所（営業所・支社）からフリーランスの方への仕事の発注の有無
5. フリーランスの方に仕事を発注する場合の主要な契約方法（直接契約、仲介事業者またはマッチングサービス、SNS等のメディアを経由した直接契約（請負・準委任契約）、仲介事業者またはマッチングサービスを経由した再委託契約（請負・準委任契約））
6. 事業所が発注しているフリーランスの方の職業形態（個人事業主、特定企業・組織から雇用されていて、なおかつ法人経営者として副業している、等）
7. 直近1年で事業所が発注しているフリーランスの人数
8. 事業所が発注しているフリーランスの方に、1人1か月当たり平均何日分相当の仕事を発注しているか
9. 事業所がフリーランスの方に仕事を発注する際に想定している、1人1週間あたりの平均的な仕事の所要時間
10. 事業所がフリーランスの方に発注する仕事に、主に夜間（22:00～翌5:00）に行う仕事があるか
11. 事業所が発注しているフリーランスの方が加入している健康保険の把握の有無（例：地域の国民健康保険、国民健康保険組合、健康保険組合、共済組合、健康保険組合、共済組合の任意継続、家族の健康保険の被扶養者、健康保険に加入しておらず民間の保険会社の保険契約、等）

12. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方が受けている定期的な健康診断、健康管理の把握の有無(例:市町村が行う一般健康診断、特定健康診査、取引先/仕事先の会社が行う健康診断、国民健康保険組合の健康診断、自治体が行うがん検診、民間の病院の健康診断、人間ドック、等)
13. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方が現在までにかかった病気や治療中の病気の把握の有無(心臓病、糖尿病、脳出血・脳梗塞、がん、精神疾患、高血圧、腎臓病、腰痛、睡眠時無呼吸症候群、その他、等)
14. 事業所の産業医や産業保健職が、フリーランスの方も対象としているか
15. 事業所の EAP (Employee Assistance Program、メンタルヘルス不調の従業員を支援するプログラム)はフリーランスの方を対象としているか
16. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方への支援内容(例:健康保険に関する案内・紹介、定期健康診断実施、特殊健康診断の実施、がん検診の実施、人間ドックの実施、ストレスチェックの実施、健康診断を受ける病院・健診機関の紹介、健康診断にかかる費用のサポート、医師や保健師による健康診断後の保健指導や健康相談、病気の診断や治療のための病院・健診機関の紹介、病気の診断や治療のための費用のサポート、新型コロナワクチンの接種、新型コロナワクチン以外のワクチン接種、メンタルヘルスに関するサポート、その他)
17. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方から仕事や職業生活に関する不安、悩みやストレスと感じる事柄に関して相談を受ける窓口の有無
- 17-1. 窓口がある場合、これまでにどのような相談があったか(仕事の質の問題、仕事の量の問題、仕事への適性の問題、仕事上の人間関係の問題、収入の問題、契約の問題、仕事の安定性の問題、仕事の将来性の問題、老後の問題、事故や災害の問題、その他)
18. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方が、労働者に対する心理的な負担の程度を把握するストレスチェックを受けているか把握の有無
19. 労働安全衛生法の規定にもとづき、定められた上限を超えて休日・時間外労働を行った労働者に対して、本人が希望する場合は医師による面接指導を行わせることが事業所に義務付けられているが、事業所が仕事を発注しているフリーランスの方がこの面接指導を受けたことがあるか把握しているか
20. 事業所がフリーランスの方に仕事を発注する場合、有害業務(法令で定める有害な業務あるいは作業方法や作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務)作業に従事していないことを把握しているか
21. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方に安全衛生教育を行っているか
22. 事業所が発注しているフリーランスの方の仕事に災害の可能性があるか
23. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方から、仕事に伴う災害について相談されたことがあるか
24. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方が、過去1年間に労働災害につながるような「ひやり」としたり、「はっと」としたりした経験について報告されたことがあるか
- 24-1. 上記が、どのような状態で起こったか
25. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方の仕事に伴う災害体験の有無(墜落・転落、転倒、激突、落下、崩壊・倒壊、激突された、はさまれた・巻き込まれた、おぼれた、高温・低温物との接触、有害物との接触、感電、爆発、破裂、火災、交通事故、その他、なし)
26. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方が仕事に伴う災害に遭った際の治療費取り決めの有無

27. フリーランスが加入できる「労災保険の特別加入制度（令和3年9月1日～）」の認知

28. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方向けの研修制度の有無

29. 2021（令和3）年3月26日に、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁および厚生労働省の合同で発表された「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の認知

30. 事業所がフリーランスの方に発注している仕事の内容（エンジニア・技術開発系、クリエイティブ・Web・フォト系、コンサルティング系、マーケティング・広報などの企画系、事務・バックオフィス系、営業・販売・小売系、士業系、金融保険系、教育系、運輸・配送系、タクシー・ハイヤー乗務、バスの運転業務、製造・加工・修理工場での作業、廃棄物処理・回収、通訳翻訳系、出版・メディア系、映像制作系、美容ファッション系、人材系、インテリアコーディネーター・ハウスキーパーなどのライフサポート系、スポーツ・健康系、医療福祉系、飲食系、芸術系、その他）

31. 2018（平成30）年2月2日に厚生労働省が発表した「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の認知

32. 自営型テレワークに関する総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」（厚生労働省「在宅就業者総合支援事業」）の認知

33. 2019（令和元年）7月12日に厚生労働省労働基準局より発表された「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン（基発0712第3号）」の認知

34. 貴事業所は「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」に基づき、情報機器作業の適切な実施方法等の健康を確保するための手法について、自営型テレワーカーへの情報提供をおこなっているか

35. 事業所がフリーランスの方に発注している仕事に車両の運転・操縦を伴うものがあるか

（例：大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車）

36. 車両の運転・操縦を伴う場合の仕事内容（軽貨物・軽車両配送、小型～大型トラックによる運搬・配送、トレーラードライバー、ダンプドライバー、寝台・霊柩車ドライバー、引越しドライバー兼スタッフ、タイヤチェンジャーカー作業兼乗務員、郵便車ドライバー、廃棄物収集運搬作業、キャリアカードドライバー、バイク便・デリバリースタッフ、営業、仕事先・取引先、リース会社、その他）

37. 事業所がフリーランスの方に車の運転を伴う仕事を発注する際に、依頼した仕事の前に十分な休憩や睡眠時間を確保しているか

38. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方が仕事で用いる車両が交通事故を対象とする保険に入っているか把握の有無

39. 事業所がフリーランスの方に発注した仕事で交通事故の経験があるか把握の有無（例：人身事故、物損事故）

40. 事業所が仕事を発注しているフリーランスの方が仕事に関して起こした交通事故についての相談の有無

41. フリーランスの労働安全衛生の施策に向けての意見・提言

現在、調査対象企業の抽出方法、調査方法、対象企業数について調整を進めている。また、実施計画は所属大学の倫理審査委員会にて審査中である。

E. 結論

本研究の目的は、フリーランスで働く人々や関係者を対象に、働く上での安全衛生対策事例について収集と分析を行い、当事者・関係者のニーズを配慮した労働安全衛生施策への情報提供と提言を行うことである。フリーランスで働

く人々に仕事を発注している事業所が行っている労働安全衛生に関する取り組みの内容等について質問紙調査を行うこととし、今年度は調査票（添付資料）を作成した。調査票は仕事や職業生活に関する不安、悩みやストレスとを感じる事柄に関して相談を受ける窓口、会員のためのスキルアップ・キャリアアップや福利厚生制度のサポート、報酬、会員の健康管理に関するサービス、交通安全、労働安全に関すること、有害物質を取り扱う会員に関すること、ガイドラインに関する事、労災保険の特別加入制度について、会員の健康課題、安全衛生への取り組み、福利厚生や自主的な安全ガイドラインの作成などの取り組み等の内容で構成される。

調査票は関係者（厚生労働省、企業）からの意見を反映させた。現在、調査対象企業の抽出方法、調査方法、対象企業数について調整を進めている。実施計画は所属大学の倫理審査委員会で審査中である。

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願、登録

特に記載するべきものなし